

◆ 損益計算書

(単位：千円)

	2021年度 (自令和3年4月1日 至令和4年3月31日)	2022年度 (自令和4年4月1日 至令和5年3月31日)
経常収益	2,505,637	2,470,190
資金運用収益	2,198,327	2,145,015
貸出金利息	1,242,761	1,225,699
預け金利息	81,188	96,013
有価証券利息配当金	847,590	796,840
その他の受入利息	26,788	26,462
役員取引等収益	266,414	276,372
受入為替手数料	131,504	119,858
その他の役員収益	134,910	156,514
その他業務収益	24,774	34,175
外国為替売買益	-	-
国債等債券売却益	759	3,320
その他の業務収益	24,015	30,855
その他経常収益	16,120	14,627
貸倒引当金戻入益	-	-
償却債権取立益	1,601	4,068
株式等売却益	7,893	564
その他の経常収益	6,625	9,994
経常費用	2,292,805	2,293,605
資金調達費用	11,798	11,350
預金利息	11,054	10,735
給付補填備金繰入額	347	215
その他の支払利息	396	399
役員取引等費用	213,650	216,121
支払為替手数料	38,784	33,035
その他の役員費用	174,865	183,086
その他業務費用	106,032	969
外国為替売買損	-	-
国債等債券売却損	-	-
国債等債券償還損	105,988	855
その他の業務費用	44	114
経費	1,857,631	1,802,224
人件費	1,227,569	1,209,641
物件費	572,058	539,404
税金	58,003	53,179
その他経常費用	103,692	262,939
貸倒引当金繰入額	54,519	249,007
貸出金償却	852	8,788
株式等売却損	6,925	-
株式等償却	-	-
その他資産償却	17	37
その他の経常費用	41,377	5,105
経常利益	212,831	176,584
特別利益	3,376	28,106
固定資産処分益	64	2,539
その他の特別利益	3,312	25,566
特別損失	26,176	5,883
固定資産処分損	6,701	2,570
減損損失	19,474	3,312
税引前当期純利益	190,031	198,807
法人税、住民税及び事業税	690	7,113
法人税等調整額	△28,298	△10,510
法人税等合計	△27,608	△3,397
当期純利益	217,640	202,204
繰越金(当期首残高)	97,372	109,569
土地再評価差額金取崩額	2,394	-
当期末処分剰余金	317,407	311,773

(注)

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益金額138円89銭
- その他の経常収益には、睡眠預金の整理金6,058千円を含んでおります。
- その他の経常費用には、債権売却による損失430千円及び偶発損失引当金繰入4,618千円を含んでおります。
- 当期において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失(千円)
上越市内	遊休(予定)	土地・建物	3,312

営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店を、遊休資産は各資産をそれぞれグルーピングの最小単位としております。本部、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、資産グループ1カ所の帳簿価格を回収可能価格まで減額し、当該減少額3,312千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

なお、当該資産の回収可能額は正味売却価格により測定しており、「不動産鑑定評価基準」(国土交通省 平成26年5月1日改正)等に基づく評価額等を基礎として評価しております。

◆ 剰余金処分計算書

(単位：円)

科目	第99期	第100期
	令和4年3月末	令和5年3月末
当期末処分剰余金	317,407,604	311,773,703
特別積立金取崩額	-	-
利益準備金取崩額	6,693,500	3,500,500
剰余金処分額	214,532,011	14,490,163
普通出資に対する配当金	14,532,011	14,490,163
特別積立金	200,000,000	-
繰越金(当期末残高)	109,569,093	300,784,040

◆ 会計監査人による監査

令和3年度、令和4年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2の規定に基づき、会計監査人公認会計士 大原啓資氏の監査を受けております。

令和4年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和5年6月19日

上越信用金庫

理事長 大堀芳和